

令和3年度 山形市住宅リフォーム総合支援事業 【市補助】

★「移住世帯」、「空き家バンク登録空き家」、「豪雨被災住宅」による申し込みの方を優先して補助します

☆補助額

工事に要する経費（消費税込み）の **50%（20万円限度：千円未満切捨て）**

☆募集期間・受付会場

○第1回目：令和3年5月31日（月）から6月4日（金）・901会議室（9階）

○第2回目：令和3年8月2日（月）から8月6日（金）・701B会議室（7階）

※ 上記の受付期間に補助申請額が予算額を超えた場合は、公開で**抽選**を行い、補助予定者を決定いたします。先着順ではありません。

ただし、「移住世帯」、「空き家バンク登録空き家」、「豪雨被災住宅」による申し込みの方は、**抽選によらずに優先して補助予定者**といたします。

※ 郵送での申し込みはできません。

☆申請できる方

- 山形市民でリフォーム工事を行う住宅又は空き家バンク登録空き家を所有し、（二親等までの親族を含む）かつ、当該住宅に居住する方（実績報告までに住民登録することが条件。その場合は実績報告時に転居後の住民票の写しの添付が必要）
- 市税等を滞納していない方
- 世帯（同居親族）の中で最も収入の多い方の前年の所得額が400万円以下**であること

☆「移住世帯」「空き家バンク登録空き家」「豪雨被災住宅」について

○「移住世帯」とは

平成28年4月1日以降に山形市外から山形市内に転入した又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島の各県に限る。）に居住しており、平成28年3月31日までの間に山形市内に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を山形市へ提出した世帯員がいる世帯

○「空き家バンク登録空き家」とは

山形市空き家バンク実施要綱で定める空き家バンクに登録された空き家で、令和2年4月1日以降に売買により個人が取得し、かつ、自らが居住することとなるもの（取得後、既に居住している場合を含む。）

○「豪雨被災住宅」とは

令和2年7月豪雨により罹災証明書を交付された住宅

☆対象となる住宅

- 山形市内にある、ご自分がお住まいの戸建て・集合住宅の自己専有部分又は上記の空き家バンク登録空き家
- **過去に住宅リフォーム補助事業による補助を受けていない建物等（敷地内）であることが条件です。**（豪雨被災住宅を除く。）

☆対象となる工事

- (1) 建築基準法及び関連する法令に適合するもの。
- (2) 別表に定める工事で、対象工事費が5万円以上のもの
 - ①屋根（雨樋を含む）、外壁、軒天上の塗装及び修繕工事
 - ②床（畳替え、畳表替えを含む）、壁天井の内装工事及び建具（木製、鋼製）の修繕工事
※障子紙、ふすま紙の張替えのみは除く
 - ③門、塀（ブロック塀等）並びに敷地内通路の築造及び修繕
 - ④住宅に付属する車庫、物置の工事
- ※ 詳しくは別表を参照下さい。
- (3) 工事施工者は山形県内に本店を有し、山形市内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人であること
- (4) 補助金の交付決定後に工事請負契約を締結し、工事完了後速やかに実績（完了）報告書を提出できること。実績（完了）報告書の最終期限は令和4年3月10日です。
※最終期限までに実績（完了）報告書を提出できなかつた際は、補助金が交付されないため、ご注意下さい。
- (5) 同一工事で、山形市や国が実施する他の補助金等（「山形市在宅介護支援住宅改修認定事業」、「山形市木造住宅耐震改修補助事業」、「介護保険住宅改修費支給制度」等）を受けないもの。
(対象工事が明確に分けられていれば併用可能。)

☆必要な持ち物

- 山形市住宅リフォーム総合支援事業費補助事前申込書（受付会場に用意しております。）
- 家屋の平面図の写し（全ての階）
- リフォーム計画図と見積書の写し（作成業者の捺印があるもの）
- 代理人が手続きをする場合は委任状
- 「移住世帯」による申し込みの場合は住民票（世帯全員）の写し及び「移住世帯」で東日本大震災の被災地（岩手、宮城、福島）からの移住による申し込みの場合は戸籍の附票の写し
- 「空き家バンク登録空き家」による申し込みの場合は、空き家バンクへの登録がわかる書類及び売買契約書の写し
- 「豪雨被災住宅」による申し込みの場合は、罹災証明書の写し

☆当選された後（補助金交付申請時）に必要な書類

1. 山形市住宅リフォーム総合支援事業補助金交付申請書※当選者に郵送します。
2. チェックシート※当選者に郵送します。
3. 世帯全員（同居の親世帯、子世帯）分の住民票（市役所1階の市民課窓口で発行）
4. 資産証明書（市役所2階の税務証明窓口 23番で発行）
5. 納税証明書（令和2年度分）（市役所2階の税務証明窓口 23番で発行）
6. 所得額証明書※世帯（同居親族）の中で最も収入の多い方のもの（同上窓口23番で発行）
7. リフォーム工事計画図（全ての階の平面図、立面図、屋根伏図など）の写し
8. リフォーム工事費見積書の写し
9. 工事前写真（家屋全体と施工箇所）

※事前申込みや補助金交付申請は、原則として申請者本人が行ってください。やむを得ず業者等の代理申請になる場合は委任状が必要です。（様式は任意）また、提出頂いた書類は返却できませんので、控えが必要な方は、あらかじめコピー等を取っておいてください。

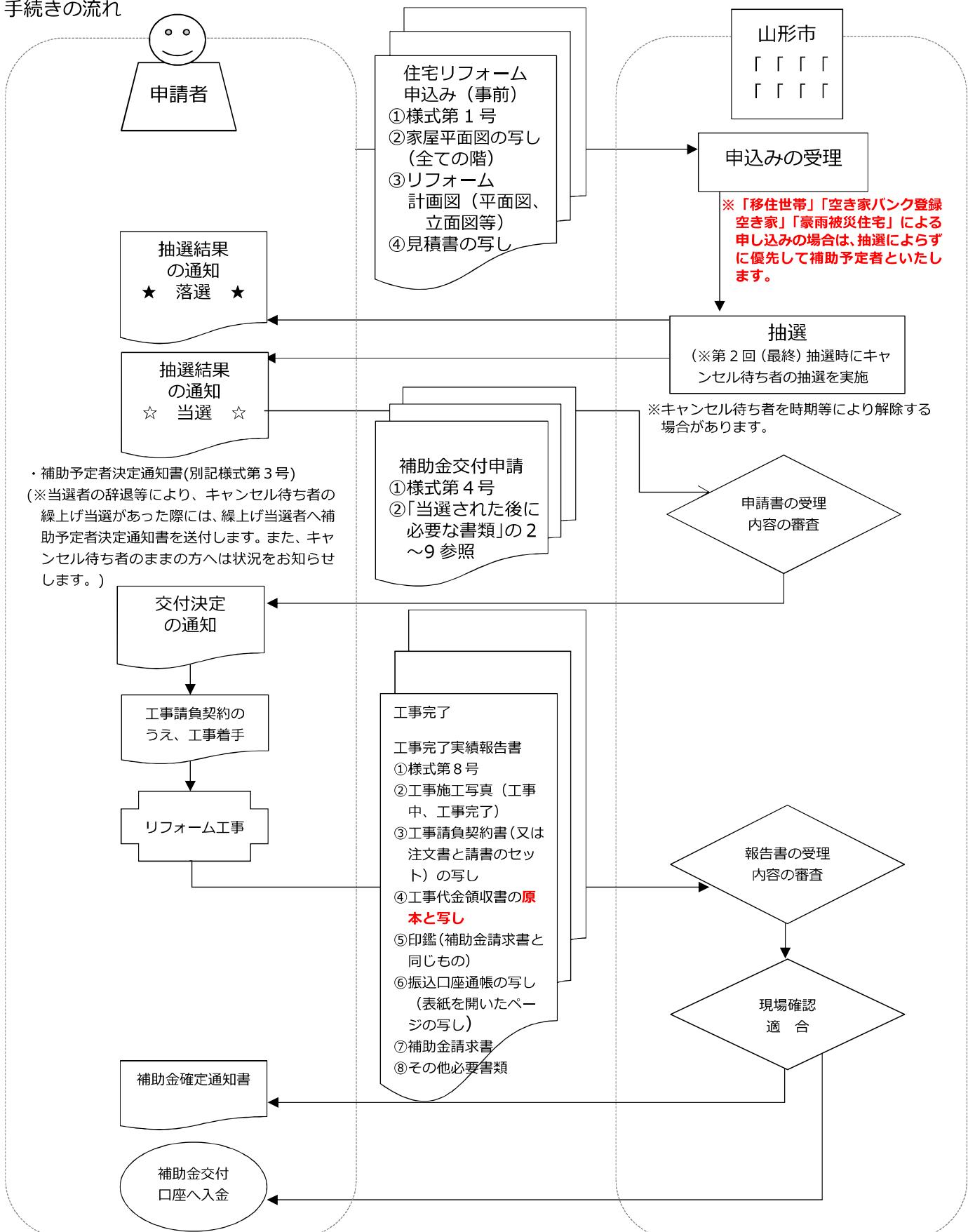
☆ご利用にあたつての注意事項

- (1) 工事は、山形市から「補助金交付決定通知書」が届いた日以降に工事請負契約を締結してから、着手して下さい。(交付決定通知前の手付金等は対象外になります。)
※着手済みの工事や工事開始後に追加となった工事は補助の対象になりません。
- (2) 補助金の交付額は、リフォーム工事費見積書の金額と工事完了後の領収書の金額を比較し、低い方の金額で最終的な補助金額を決定します。
- (3) マンションの場合は居住専有部分、併用住宅の場合は住居部分のみが対象になります。

別表

番号	工事内容
I-1	屋根の塗装、修繕、葺き替え（破風、鼻隠しを含む）、雪止め（スノーストップ等）の設置、修繕工事
I-2	雨樋の塗装、修繕、取り替える工事
I-3	外壁の塗装、吹付け、修繕、張り替える工事
I-4	軒天井の塗装、修繕、取り替える工事
II-1	床の修繕、張り替える工事
II-2	畳替え、畳表替え
II-3	内壁の塗装、修繕、張り替える工事、クロスを張り替える工事
II-4	和室の塗り壁（じゅらく壁等）の修繕、塗り替える工事
II-5	天井の塗装、修繕、塗り替える工事、クロスの張り替える工事
II-6	建具の修繕（修繕に伴うふすま紙、障子紙の張り替えを含む）、取り替える工事
III-1	門（石、コンクリートブロック及び木製等）の築造、修繕工事
III-2	塀（コンクリートブロック及び木製）の築造、修繕工事
III-3	住宅地の土留め工事
III-4	道路から玄関へのアプローチ（通路）の築造、修繕、融雪装置を設置する工事
III-5	住宅に付属する車庫、物置の工事
IV-1	その他市長が認める工事

手続きの流れ



☆☆ お問合せ先 ☆☆

山形市まちづくり政策部 建築指導課（市役所9階）〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

☎ 023-641-1212 内線476・478・479